

結婚新生活支援事業実施計画書（市町村分）

都道府県名 長野県

市町村名	(立科) 市 <u>町</u> 村
事業名	立科町結婚新生活支援事業
事業の趣旨・目的	当町では、結婚活動支援事業として、婚活イベント実施団体への助成や社会福祉協議会による結婚相談事業への補助等を実施しているが、若い世代の婚姻数が少なく、その原因として経済的理由により結婚をためらうケースが多い。低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、結婚の希望を叶えるとともに、少子化対策を推進する。
地域の実情と課題	当町の人口は平成7年の8,172人を境に減少が続き、平成27年では7,221人となっている。合計特殊出生率は昭和58年～62年の2.09をピークに減少が続き、平成20年～24年は1.41と長野県の平均を下回っている。婚姻率は平成25年において4.1ポイントと長野県、全国と比較すると低い傾向で推移している。婚姻数の増加を図り、出生者数を増やし、少子化に歯止めをかける必要がある。
市町村における結婚支援の全体像及びその中での本事業の位置づけ	立科町総合戦略において、「健やかに、いつまでも地域で暮らせるまちづくり」を基本目標の一つとし、その中で「結婚支援の充実」を施策としている。社会福祉協議会と連携した結婚相談窓口の充実、婚活イベント実施団体への助成等に加え、本事業を活用し低所得者層の居住費・引越し費用の支援を行うことにより、出会いの場から結婚までを一体的に支援する。
重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標	立科町においては、所得340万円未満の新婚世帯を5件と見込んでいる。より多くの新婚世帯に対して結婚に伴う経済的負担の軽減ができるよう、社会福祉協議会の結婚相談窓口や町の広報、ホームページにおいて周知活動に努めることにより、支給世帯見込数（5件）の100%に対して補助金を支給することを目標とする。 <参考指標>・婚姻件数 33件（平成25年～27年の平均）⇒ 38件（平成29年） ・婚姻率 4.1ポイント（平成25年）⇒ 5.0ポイント（平成29年）
実施期間	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
所要見込額	900 千円
事業内容	1 住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 ・立科町結婚新生活支援事業 所要見込額 900千円 新規に婚姻した世帯（世帯の所得が340万円未満の世帯に限る。ただし、奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返還額を世帯所得から控除）の婚姻に伴う新規の住宅取得または賃貸に係る経費に対して補助を行う。 積算根拠：5件（平成29年度対象の婚姻件数）×240千円（補助上限額）×3/4（補助率）＝900千円 ※5件については、平成27年度の婚姻件数40件のうち、20代～30代の夫婦で所得が340万円未満の世帯数を総務課税務係において確認し、算出（設定）した。 2 引越費用に係る支援 ・立科町結婚新生活支援事業 所要見込額 900千円（再掲） 新規に婚姻した世帯（世帯の所得が340万円未満の世帯に限る。ただし、奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返還額を世帯所得から控除）の婚姻に伴う引越しに係る経費に対して補助を行う。
その他必要事項	当町では、住宅の新築経費、新築住宅の購入経費に対する補助制度が別途あるため、新規の住宅取得については、中古住宅のみを対象とする。 また、前記の補助制度の要件にあわせ、補助対象世帯の夫婦の年齢要件を夫婦いずれかが満40歳未満であることとする。
(注) 1 「所要見込額」には、結婚新生活支援事業実施計画全体の補助金所要額を記入すること。また、金額の根拠となる資料を添付すること。 2 「事業の趣旨・目的」には、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。 3 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間、個別事業の所要見込額及びその積算内訳も適宜記入すること。 4 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。	